

# ふくしま立地企業事業継続対策補助金実施要領

## 1. 事業の目的

本事業は、令和元年台風第19号、第20号及び第21号により、施設や設備に被害を受けた県内で製造業を営む大企業及びみなし大企業が、今後も予想される災害への対応力を高めるための減災計画を策定し、その計画の実践に必要な経費の一部を補助し、県内での持続的な操業を支援することを目的とします。

## 2. 補助対象者

本事業の補助対象者は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たすこととします。

### (1) 令和元年台風第19号、第20号及び第21号の被害を受けた大企業又はみなし大企業で、県内で製造業を営む企業

※被害の証明については、それを証する公的証明の添付（コピー可）を必要とします。  
（不備の場合には対象外となります）。

#### ① 「令和元年台風第19号、第20号及び第21号の被害」について

自社の事業用資産に損壊等の被害が生じたことを意味します。被害については、それを証する行政機関発行の公的証明の添付（罹災証明書、コピー可）を必要とします。

\*在庫や棚卸資産の損害は「事業用資産の損壊等」ではありません。

#### ② 「大企業」及び「みなし大企業」について

「大企業」の定義：中小企業以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者

「中小企業者」の定義（中小企業支援法及び同法施行例）

製造業の場合）

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下 又は 3億円以下

#### 【参考】

「中堅企業」の定義：中小企業以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

※「中堅企業」に該当する場合は、県(経営金融課)が別に実施する「福島県中小企業施設設備等復旧補助金」の補助対象となります。

「みなし大企業」の定義は次のとおり。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

③ 「製造業」について

業種は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類項目の製造業に分類される産業をいいます。

(2) 減災対策に係る計画を策定していること。

減災対策の取組について、申請時の提出書類の「減災対策計画書」（別紙1）に、既に実施済の内容も含めて具体的に記載願います。

(3) 次の①から⑤に掲げる「ふくしま立地企業事業継続対策補助金の交付を受ける者として不適當な者」のいずれにも該当しない者であること。

- ① 法人等（個人または法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑤ 県税の未納があるとき

※本事業への申請に際して、「ふくしま立地企業事業継続対策補助金の交付を受ける者として不適當な者」に該当しないことを申請書の提出時に誓約いただくことを必須とします。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。

(1) 「減災対策計画」に基づいて実施する取組であること。

○本事業は、**水害を想定した減災対策計画**に基づき、企業がその計画の実践に取り組む経費を支援するものです。減災計画とは関係のない復旧・買換え費用に対する補助ではありません。

○本事業で申請する（別紙1）減災対策計画書「3. 今回の申請計画で取り組む内容」は、事業実施期間内に完了できるものであること。

＜補助対象となり得る減災対策の取組事例＞

- ・ 水害の発生を未然に防ぐための防水壁や止水板の設置
- ・ 自家発電設備やキュービクル式高圧受電設備のかさ上げ
- ・ 排水ポンプの増強
- ・ 擁壁工事や盛り土
- ・ **水害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する工事や資材**

（2）以下に該当する事業を行うものではないこと。

- ・ 同一内容の事業について、国や県が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業  
※当補助金では、同一の補助事業（取り組み）について、重複して国や県の他の補助金を受け取ることはできません。他の補助金を受給しているか受給予定の方は、補助金を受け取ることが可能か、必ず補助金事務局に、予め御確認ください。（市町村が助成する同一の補助事業は重複受給可能です。）

#### 4. 補助対象経費

（1）補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② **令和元年10月12日以降**に発生し事業実施期限までに支払が完了した経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

（2）補助対象となる経費について

補助対象となる経費は、補助事業者が、減災対策計画を実施したことに要する費用の支出に限られ、令和元年台風第19号、第20号及び第21号による災害以降で交付決定の前に行われた事業についても、写真や書類等による確認が可能で、適当と認められる場合には、その対象とすることができます。

また、補助事業期間中に発注や引き渡し、支払等があっても、実際の事業の取り組み（使用や稼働）が補助対象期間外であれば、当該経費は補助対象にできません。補助事業実施期間中に実際に使用し、補助事業計画に記載した取り組みをしたという実績報告が必要となります。

なお、補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額となります。

（3）経費の支払方法について

補助対象経費の支払方法は銀行振込が大原則です。自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは原則、不可です。また、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。

なお、見積書、納品書、請求書、領収書等の宛名は本事業の申請者の代表者とし、立替払いは認められません。

#### (4) 経費区分について

##### ① 機械及び装置

自家発電設備、排水ポンプ、揚水ポンプ（これらと同等に、水害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

##### ② 器具及び備品

全ての設備（水害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能に有するものに限る。）

##### ③ 建物附属設備

自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、貯水タンク、排水ポンプ、揚水ポンプ、止水板、防水シャッター（これらと同等に、水害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

- ・本事業を実施するにあたって必要な機械装置等の購入に要する経費が補助対象となります。通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象となりません。
- ・補助対象経費として認められる単価上限の設定はありませんが、機械装置等の購入は「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間（通常は取得日から5年間）において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず県へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。県は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付要綱違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。
- ・減災対策計画書に基づく事業用途であり、他の用途での使用（目的外使用）がないと整理ができる場合には、汎用機器（例：サーバーのバックアップ体制整備に係る周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー等））の購入費用も、補助対象となり得ます（仮に、補助金交付後に目的外使用が判明した場合は、補助金交付取消・返還の対象となります）。

#### 【対象とならない経費例】

復旧のための機械装置等の購入や修繕。文房具等の事務用品等の消耗品代・（目的・用途に関わらず）既に導入しているソフトウェアの更新料、（ある機械装置等を商品として販売・賃貸する補助事業者が行う）当該機械装置等の購入・仕入れ（デモ品・見本品とする場合でも不可）、単なる取替え更新であって減災対策計画につながらない機械装置等、古い機械装置等の撤去・廃棄費用、船舶、動物

#### ④ その他

水害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資するかさ上げ工事、防水壁や逆流防止弁等の資材

- ・令和元年台風第19号、第20号及び第21号により直接被害を受けた施設や設備に関し、その現地において、今後の水害を想定した減災対策計画の実践のため、自ら実行することが困難な業務で第三者に外注（請負）するために支払われる経費となります。
- ・外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。
- ・施設や設備の外注工事を行い「処分制限財産」に該当する場合、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず知事へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。知事は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付要綱違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。

#### 【対象とならない経費例】

令和元年台風第19号、第20号及び第21号で浸水被害がなかった施設や設備に対する減災目的の費用、水害を想定した減災対策とはならない費用。

#### (5) その他

経費区分①から④に掲げる各費目に係る経費以外は、補助対象外となります。また、上記①から④に掲げる経費においても、下記に該当する経費は対象となりません。

- ・補助事業の目的に合致しないもの
- ・必要な経理書類を用意できないもの
- ・自社内部の取引によるもの（補助事業者が補助事業者以外から調達したもののうち、①から④に掲げる経費のみ補助対象とする）
- ・販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代（例えば、名刺のほか、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、USBメモリ・SDカード、電池、段ボール、梱包材の購入などが補助対象外。）
- ・不動産の購入・取得費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ・金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- ・公租公課（消費税・地方消費税は、（消費税等を補助対象経費に含めて補助金交付申請額を申請し、その内容で交付決定を受けた「免税事業者・簡易課税事業者の単独申請者」を除き、）補助対象外とする。）
- ・各種保証・保険料

- ・免許・特許等の取得・登録費
- ・自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- ・見積書、納品書、請求書、領収書等の宛名が本事業の申請者以外の者である場合、立替払いである場合
- ・各種キャンセルに係る取引手数料等
- ・補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

#### (6) 補助対象経費全般にわたる留意事項

補助事業を行うにあたっては、当該事業について経費区分を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したものととして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

### 5. 補助率等

ふくしま立地企業事業継続対策補助金に係る補助率等は以下のとおりです。

補助率	補助対象経費の5%
補助上限額	1億円

### 6. 申請手続

#### (1) 受付期間と手続きの流れ

受付開始：令和2年4月28日（火）

受付締切：令和2年9月30日（水）[17時必着]

#### 【補助金申請手続きの流れ】

- ① 「ふくしま立地企業事業継続対策補助金交付申請書」（様式1）、「減災対策計画書」（別紙1）と以下の添付書類を準備してください。
  - ・「暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約書・同意書（第1号参考様式）」
  - ・「役員等一覧（第2号参考様式）」
  - ・令和元年台風第19号、第20号、第21号の罹災（被災）証明書の写し
- ② 受付締切（締切日必着）までに、①に掲げる書類を全て揃え、1部を以下（2）の住所まで、郵送等により提出してください。（持参される場合は事前に御連絡ください。）

#### (2) 申請書等の提出先

福島県企業立地課  
〒960-8053 福島市杉妻町2-16（西庁舎10階）  
電話番号：024-521-8523  
◇ 持参される場合の受付時間は、  
9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日・年末年始除く）です。

### (3) 提出資料

必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類等の返却はいたしませんので、御了承願います。

## 7. 事業実施期限・実績報告書提出日

### (1) 事業実施期限：令和3年3月31日

### (2) 事業完了日から15日を経過する日（又は令和3年3月31日）までに実績報告書を提出してください。

上記実施期限までの間で、事業を完了（補助対象経費の支払いまで含みます）した後15日を経過する日までに、実施事業内容及び経費内容を取りまとめ、提出しなければなりません。提出いただいた資料に基づき、順次精算手続きに入ります。

## 8. 補助事業者の義務

補助事業者は、以下の条件を守らなければなりません。

### (1) 交付決定

交付申請書の記入にあたっては、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければなりません（消費税及び地方消費税相当額を予め補助対象経費から減額して申請を行う）。

なお、交付決定時点で対象外経費の計上等の不備が発見された場合には、申請書類の訂正・再提出を求めます。（対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう連絡を致します。）

### (2) 事業計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分や内容を変更しようとする場合、または補助事業を中止（一時中断）、廃止（実施取りやめ）とする場合は、事前に承認を得なければなりません。

### (3) 補助金の交付

補助事業を完了したとき、または中止、廃止の承認を受けたときは、実績報告書を提出しなければなりません。実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

### (4) 補助対象事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業完了後、当該年度の終了後5年間保存しなければなりません。

## 9. その他

- (1) 補助事業の進捗状況確認や補助事業完了後の確認のため、県が実地検査に入ることがあります。  
なお、補助事業者は補助事業の実施前後において雇用の維持に努めるものとします。
- (2) 補助事業完了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号等）に違反する行為等（例：虚偽の報告など）をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令（加算金の徴収を含む）、不正の内容の公表等を行うことがあります。  
また、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。